瀬戸内海(大阪湾除く)に関する水生生物保全に係る 水域類型指定の検討方針について(案)

1.国が類型指定を行う水域について

環境基本法第十六条第二項第一号により『2以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令*1で定める水域』は国が類型指定を行うこととされている。

瀬戸内海において国が類型指定を行う水域は、大阪湾、播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘である(図1に示される青色に着色され区切られた水域)。

水生生物保全に係る海域の類型は、魚介類生息のための海生生物 A 類型と、産卵場、幼稚 仔の生育の場のための海生生物特 A 類型に区分され、その設定方法はこれまで水生生物の保 全に係る水質環境基準の類型指定(第2次答申)及び図 4 に示す考え方に基づき行われてい る(東京湾、伊勢湾、大阪湾)。

*1 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)

2. 想定される産卵場または幼稚仔の生育場としての好適な水域について

大阪湾を除く瀬戸内海の検討対象水域(播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部、燧灘北西部、 広島湾西部、響灘及び周防灘)において、地理条件及び水質条件から主要魚介類の産卵場ま たは幼稚仔の生育場として好適な水域を区分すると、水域によっては非常に複雑な形状とな ることが想定される(図1、図2、図3)。

島が多数存在することにより、藻場(島の周囲に繁茂)が点在していることから小範囲の特別域が点在することになり得る。

水深 30m または底質(泥)で区切った場合に、特別域が多数の飛び地になり得る。

3.今後の類型指定検討の進め方について

以下 、 の好適な水域について、水域を細分して類型指定することは実際の水環境管理に混乱が生じるおそれがあるため、可能な範囲で一括して指定する*2。

島しょ部で藻場が点在する場合

好適な浅場が地理条件で複雑な形状となる場合

*2 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について(第1次答申)(平成18年4月)に示される類型指定方針。

4.今年度のスケジュール(予定)

- 12月11日 第27回専門委員会 対象水域(播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部)の 類型指定のための必要な情報の整理
 - 1月22日 第28回専門委員会 第7次報告案
- 2月初旬~3月初旬 パブコメ
 - 3月中旬 第29回専門委員会 第7次報告

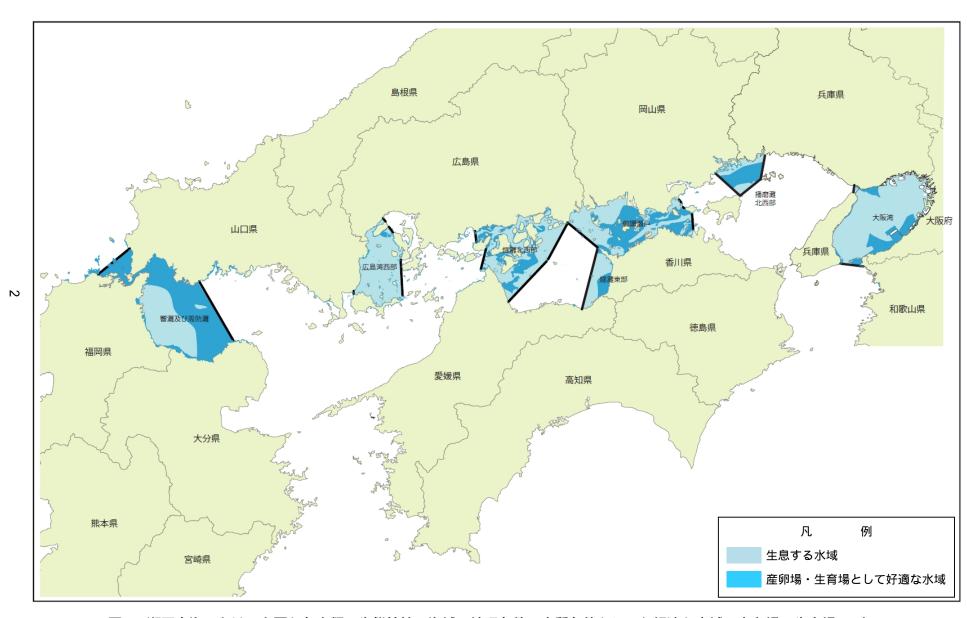


図1 瀬戸内海における主要な魚介類の生態特性、海域の地理条件・水質条件からみた好適な水域(産卵場・生育場)(案)

図 2(1) 瀬戸内海におけるDO(下層)の水平分布(平成 22 年)

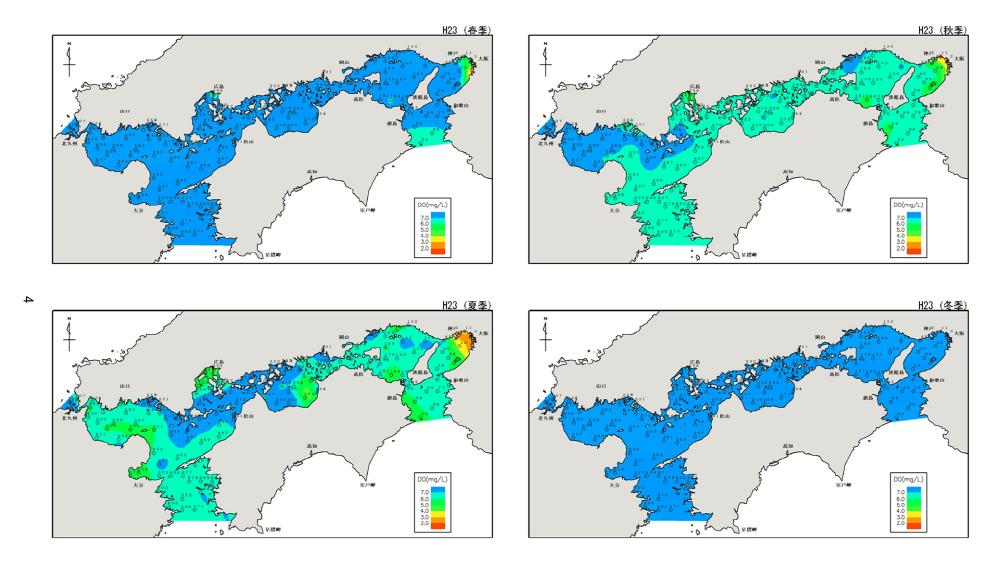


図 2(2) 瀬戸内海におけるDO(下層)の水平分布(平成 23年)

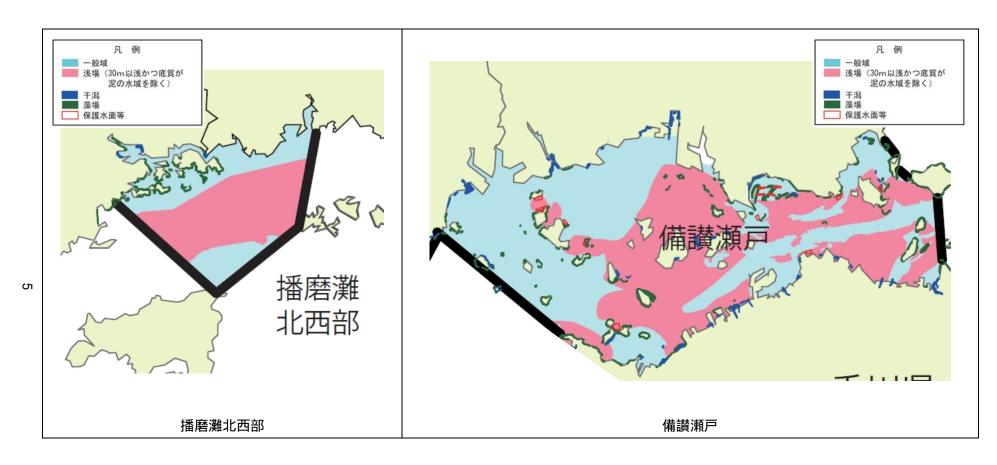


図 3(1) 主要な魚介類の生態特性、海域の地理条件・水質条件からみた好適な水域(産卵場・生育場)(案)拡大版

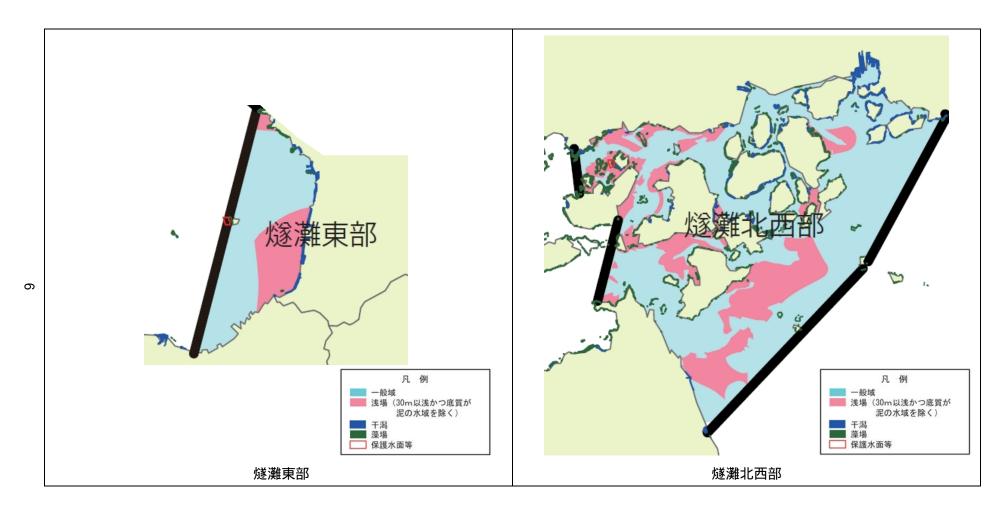


図 3(2) 主要な魚介類の生態特性、海域の地理条件・水質条件からみた好適な水域 (産卵場・生育場)(案)拡大版

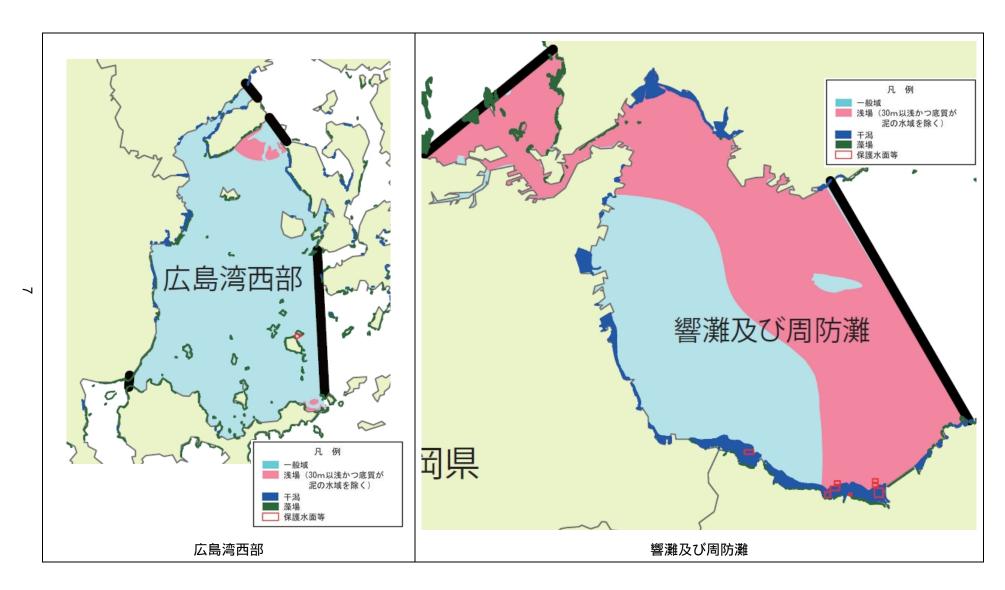


図 3(3) 主要な魚介類の生態特性、海域の地理条件・水質条件からみた好適な水域 (産卵場・生育場)(案)拡大版

海域における特別域指定の考え方

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定(第2次答申)(平成20年6月)」抜粋 特別域は対象水域に生息する水生生物の産卵場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要 な水域である。

海域における特別域の指定については、自然現象などにより、生物が利用する水域の構造が変化することなどを踏まえ、法令等により、産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている場所であり、実際にそれらの場所として調査保全活動などにより産卵等の実態が把握されている水面のほか、恒常的に産卵場等として重要な水域であって実際に産卵がおこなわれていることが、漁業関係者、NPOあるいは行政等により確認されている水面とする。具体的な水域としては以下のとおり。

水産資源保護法に基づき、保護水面に指定されている水域。

保護水面に設定されていない水域であっても、漁業関係者等によってこれと同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域。

地形、水質、底質及び藻などの沿岸の植生などが当該魚類の産卵場等として適した条件に あり今後ともその条件が保たれうる水域。 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定における特別域の設定方法

漁業関係者によって と同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が

水産資源保護法等に基づき保護水面に指定されている水域。

保護水面等の設定状況

図られている水域 設定されている 設定されていない 必要な情報の整理 地形等の状況 ・ 藻場、干潟、浅場 (水深 30m 以浅を基本) ・ 底質の状況(泥質は魚介類の産卵や生育に適するとはしない) ・ ただし、周辺の浅場の状況や特別域の設定状況を踏まえる。 水質の状況 ・ 近年5ヵ年の夏季下層 DO が概ね 3mg/L 以上(下層 DO は最小値を採用) ・ ただし、干潟等浅水域については、DO 濃度 3mg/L 以下であってもすぐ に回復が期待できることを考慮する。 主要魚介類の選定 ・ 漁獲量が多く、産卵場や生育場が藻場、干潟等の特定の場に依存する もの。 産卵等の状況 ・ 主要魚介類の生態特性(文献データ、底質も考慮) ・ 漁獲量データ ・ 魚卵及び幼稚仔の現地調査結果 ・ 漁業関係者及び水産研究機関へのヒアリング 特別域とすることが 適切である 情報を重ね合わせて 特別域を検討 特別域とすることが 適切でない 特別域に設定する 特別域に設定しない

図 4 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定における特別域の設定方法